

東まつしまサポートファンド

募集要項

2017年度	事業期間：	2017年9月1日から2018年1月31日まで	
	助成金額：	A. (組織助成) 立ち上げ・ステップアップ	上限 30 万円
		B. (事業助成) 交流や連携の場づくり	上限 10 万円
		C. (調査支援助成) 次のステップのために	上限 30 万円
	申請締切：	2017年7月31日 (必着)	

東松島市の地域をよくする一歩に

2016年、住民、自治会、ボランティアグループや市民活動に携わる皆さんが、地域の困りごとを少しでも改善するための「一歩」を踏み出す活動を資金支援しました。たくさんの応募をいただき、個別の事業、団体のステップアップなど取組みが発展してきています。今年も、同様に、東松島市において地域の支えあいをさらに進めるための資金提供事業を実施します。

今年も、昨年度のテーマに加えて、新しい3つ目のテーマを加えました。市内全域に自治会制度に移行した今年だから必要となる事業もあろうかと思えます。ぜひご関心を頂ければ幸いです。

2017年7月

東まつしまサポートファンド・事務局

公益財団法人 地域創造基金 さなぶり

A. 地元で「何かしたい」グループの立ち上げやステップアップを応援します。

東松島市内の課題解決に取り組むために活動を始めること、そのためのグループや組織の立ち上げを今年度も応援します。また、活動を始めてみたけれどもなかなか思うように進められていない、次の展開が描きづらいグループ・団体のステップアップを応援します。

助成決定後、市民活動や組織づくりに詳しいアドバイザーが、皆さんのグループ・団体が抱えている課題について共に考え、改善のための計画づくりをサポートします。そのなかで出てきた組織づくりや活動を広げるためのアイデアの実現に上限 30 万円を助成します。そのうち 10 万円を上限に事業費として活用いただくこともできます。

※他テーマへの同時申請はできません。

■助成金を活用してできることの例

- 1) 組織立ち上げに必要なことを学ぶ勉強会実施や研修への参加
- 2) 活動内容を知らせ、仲間を増やすためのチラシやパンフレットの作成
- 3) 近隣地域の先行事例の視察
- 4) 団体が日頃行っている事業の実施

■助成の対象となるグループ・団体

東松島市内で定期的に活動を行おうとするグループ・団体等で以下のいずれかに合致するもの。法人格の有無や活動実績は問いません。

- 1) 地元住民 5 名以上のグループ
- 2) 自治会、まちづくり協議会等
- 3) 地域のまちづくり等のために活動するグループ・団体
- 4) 高校生や若者が中心となって活動するグループ・団体
- 5) 1～4 に該当し、報告書の提出と資金の管理ができる組織

※ 資金の管理：入金と出金の記帳、及び領収書の保存・管理ができること

■対象外の活動

- 1) 個人を対象とした活動
- 2) 1～2 年程度の継続した活用が見込めない物品や什器や設備等の購入や設置
- 3) 公営・仮設住宅等の個別住居部、共用部等、施設、設備等の改修・修繕など
- 4) 機材や物資の購入のみの活動 ※購入した資器材を用いるイベントや活動は対象とする。
- 5) 学術的研究・調査活動、政策提言活動
- 6) 政治・宗教活動
- 7) 反社会的勢力が関与している活動
- 8) 寄付、基金の創設や充当

■助成の対象となる期間

2017年9月1日から2018年1月31日までの5か月間

この期間に実施される取組み、並びに発生する経費について助成金を充当することができます。

■助成金額

1 団体あたりの上限 30 万円

- ※ そのうち10万円までは団体の事業に活用していただくことができますが、残りの20万円の使い道については、助成決定後に、事務局が派遣するアドバイザーと相談のもと、資金を活用して行う計画を検討していただきます。
- ※ 申請団体スタッフへの報酬は2万5千円までとします。

B. 人が集まり、交流や連携がうまれる場づくりを応援します。

東松島市内で行われる多様な人が集まる場づくりや同じ課題を抱える人同士が集まり交流を図る取り組みを応援します。場づくりとは、新しい自治会としての住民同士のつながりづくり等を含む、勉強会や講演会、ワークショップ、地域のお祭りなどのイベント、子どもの遊び場、サロンやお茶っこなどのことです。

※他テーマへの同時申請はできません。

■対象活動例

- 1) 地域の合意形成に向けた勉強会・講演会の実施
- 2) 地域の多様な人々が参加可能なお祭りなどのイベントの開催
- 3) 地域の住民があつまる場（お茶っ子やサロン）等の実施
- 4) 高校生や若者が地域において活動するもの

■対象外の活動

- 1) 個人を対象とした活動
- 2) 1～2年程度の継続した活用が見込めない物品や什器や設備等の購入や設置
- 3) 仮設住宅等の個別住居部、共用部等、施設、設備等の改修・修繕など
- 4) 機材や物資の購入のみの活動 ※ 購入した資器材を用いるイベントや活動は対象とする。
- 5) 学術的研究・調査活動、政策提言活動
- 6) 政治・宗教活動
- 7) 反社会的勢力が関与している活動
- 8) 寄付、基金の創設や充当

■助成の対象となるグループ・団体

東松島市内で定期的に活動を行おうとするグループ・団体等で以下のいずれかに合致するもので、1年程度の活動実績があるグループ・団体。

- 1) 地元住民5名以上のグループ
- 2) 市民センターや自治会等、まちづくり協議会・自治協議会等
- 3) 地域のまちづくり等のために活動するグループ・団体
- 4) 高校生や若者が中心となって活動するグループ
- 5) 市民活動団体（任意団体含む）、特定非営利活動法人、一般社団法人等
- 6) 1～5に該当し、報告書の提出と資金の管理ができる組織

※ 資金の管理：入金と出金の記帳、及び領収書の保存・管理ができること

備考1) 助成金額の設定に関連して、年間予算が小規模である組織が優先されることがあります。

備考2) 活動実績の起算は、申請時点で1年程度が経過しているかどうかで判断します。

■助成の対象となる期間

2017年9月1日から2018年1月31日までの5か月間

この期間に実施される取組み、並びに発生する経費について助成金を充当することができます。

■助成金額

1団体あたりの上限 10万円

対象となる費用の例：外部講師謝金、印刷製本費、旅費交通費、会議費、研修費、広報費、
食材・材料費、活動に必要な資材の購入費など
申請団体スタッフへの報酬は2万5千円までとします。

C. 地域の今の状況を確認するところから、次の形を模索を支援します

2017年の春より、全市的に全66組織の自治会になったことを踏まえ、東日本大震災の被災に関わらず、自治会等の一定の区域内に暮らす住民・市民の方々が何を課題と感じ、何に困っているのかなどを知ることから事業を実施することを想定しています。

住民・市民の調査にあたっては、自治会のお立場で実施するケースを中心に、自治会として検討をして頂ければ、調査の調査票づくりや簡易分析等の支援も行う予定です。資金的には、調査費として最大で20万円程度分の予算、住民・市民のニーズを確認したあとは、その調査結果を踏まえて、最初の一步を踏み出すための資金10万円程度という組合せでの支援を想定しています。

※他テーマへの同時申請はできません。 ※調査票の回収等、自治会との協力が得られていれば、申請主体は自治会に限定しません。

■助成金を活用してできること（領域を指定）

- 1) 新設された各自治会内の住民の方々を対象とした意識調査の実施
 - 意識調査：概ね高校生以上の住民一人ひとりの不安や困りごと、期待や要望等、並びに、お祭りや防災関係イベントの運営の可否等
- 2) 調査結果を踏まえて、困りごとの改善等に取り組む地域の活動

■助成の対象となるグループ・団体

東松島市内に拠点をもつ、以下のいずれかに合致するもの。法人格の有無や活動実績は問いませんが、このテーマについては調査対象となっている自治会の協力が得られる見込みがあるものを優先します。

- 1) 自治会、まちづくり協議会・自治協議会等
- 2) 地域のまちづくり等のために活動するグループ・団体
- 3) 市民活動団体（任意団体含む）、特定非営利活動法人、一般社団法人等
- 4) 1～3に該当し、報告書の提出と資金の管理ができる組織

※ 資金の管理：入金と出金の記帳、及び領収書の保存・管理ができること

■対象外の活動

- 1) 団体の会員等や利用者の意識調査等
- 2) 1～2年程度の継続した活用が見込めない物品や什器や設備等の購入や設置
- 3) 公営・仮設住宅等の個別住居部、共用部等、施設、設備等の改修・修繕など
- 4) 機材や物資の購入のみの活動 ※購入した資器材を用いるイベントや活動は対象とする。
- 5) 学術的研究・調査活動、政策提言活動
- 6) 政治・宗教活動 7) 反社会的勢力が関与している活動

■助成の対象となる期間

2017年9月1日から2018年1月31日までの5か月間

この期間に実施される取組み、並びに発生する経費について助成金を充当することができます。

■助成金額

1団体あたりの上限 30万円

- ※ そのうち10万円までは団体の事業に活用していただくことができますが、残りの20万円の使い道については、助成決定後に、事務局アドバイザーと相談のもと、資金を活用して行う計画を検討していただきます。

申請方法（テーマ A・B・C 共通）

申請にあたっては、**申請書記入例を参考**に申請書を作成のうえ、応募書類一式とともに事務局宛にお送りください。申請書の事務局への直接の持参による応募は受け付けておりません。申請するテーマによって、申請様式が異なりますのでご注意ください。

公募にあたり、下記の日程で説明会を開催しますので、申請をご検討される方は可能な限りご参加ください。

必要書類のデータは、以下のウェブサイトからダウンロードできます。

公益財団法人地域創造基金さなぶり URL <http://www.sanaburifund.org>

※トップページから「申請をする」をクリック

▶ 公募説明会 ※内容は全て共通です

2017年6月20日（火）：14時～15時半、19時～20時半

✓ 会場：蔵しっくパーク（〒981-0503 東松島市矢本字北浦 25 番地 ひと・まち交流館）

2017年7月12日（水）：14時～15時半、19時～20時半

✓ 会場：蔵しっくパーク（〒981-0503 東松島市矢本字北浦 25 番地 ひと・まち交流館）

➤ 応募受付締切

2017年7月31日(月) 必着

➤ 必要書類

1. 申請書一式(指定様式:申請書、予算書、メンバー表)
2. 活動報告書、決算書や会計報告書など ※新設された自治会は計画書・予算書で結構です
3. チラシやパンフレット等活動がわかるもの
4. 規約や定款など(あれば)

※テーマ毎に申請様式が異なりますので、ご注意ください・ご確認ください

助成に係るスケジュール(テーマA・B・C共通)

【助成決定】

審査員による審査会をへて採否を決定し、8月下旬に各団体に電話・文書にて通知します。

【助成金の支払】

活動の実施に関する覚書を締結の上、指定の口座にお振込致します。

【活動開始】

2017年9月1日以降の活動開始(助成金を充当した活動)が可能です。

テーマ「A」や「C」の助成決定団体には、9月1日以降に事務局との打ち合わせを設定させていただき、具体的な活動・調査計画の相談を開始します。

【報告書の提出】

活動終了後1カ月以内に、所定の様式に基づいた報告書(簡易な会計報告を含む)と活動の様子が分かる写真(画像データ)をご提出いただきます。領収書は適切に保管・管理をお願いします。

申請書の提出先/お問い合わせ先

東まつしまサポートファンド 事務局

公益財団法人地域創造基金さなぶり

〒980-0804 宮城県仙台市青葉区大町1-2-23 桜大町ビル303

TEL: 022-748-7283 FAX: 022-748-7284 E-mail: hsf@sanaburifund.org

お問い合わせ: 月曜日～金曜日(祝祭日を除く) 9:30～18:30